

# 省エネ法改正について

中上 英俊  
Written by Hidetoshi Nakagami

## はじめに

わが国の省エネルギー法(正確な名前は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」)は、二度の石油危機を契機にして、エネルギー供給の大半を海外に依存するわが国において、限られたエネルギー資源の有効利用を図ることを目的に定められたものである。加えて、わが国の温室効果ガスの排出削減を定めた「京都議定書」が本年二月に発効したことを踏まえ、温室効果ガスの約九割を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出を、より一層抑制する必要があることから、エネルギーの使用の合理化に関する措置の強化・拡充が図られた。これが今回の省エネ法改正の背景である。この法律は平成一八年四月一日から施行されることになる。

## 改正案のポイント

今回の改正案のポイントは次の五点である

### 1. 工場・事業場に対する規制区分の一本化

工場・事業場のエネルギー管理についての規制において、従来の熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を一本化した一定規模以上のエネルギー使用者を対象としたこと。

### 2. 運輸部門における省エネルギー対策の新規導入

これまでは対象外となっていた運輸部門において、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者および荷主に対し、省エネルギー計画の策

定、エネルギー使用量の報告を義務づけるとともに、省エネルギーに対する取り組みが著しく不十分な場合には、主務大臣が勧告、公表、命令を行う等の規制を課したこと。

### 3. 登録調査機関による確認調査の導入

工場・事業場が、登録調査機関の確認調査を受け、省エネの取り組みが十分であると認められた場合は、現行法において義務づけられている定期報告の提出および合理化計画の作成等に関わる規定は適用しないこと。

### 4. 住宅・建築物分野の省エネルギー対策の強化

特定建築物(二〇〇〇平方メートル以上の住宅以外の建築物)の新築時に、建築主に義務づけられている所管行政庁への省エネルギー措置の届け出に、大規模修繕を行う場合も追加された。また、これまでは対象外であった住宅においても、一定規模以上の住宅にあつては、非住宅建築物と同等の届け出義務が課せられたこと。

### 5. 消費者への省エネルギーへの取り組みを促す規定の整備

エネルギー消費機器の小売り事業者およびエネルギー供給事業者による、消費者に対する情報提供についての努力義務規定を設け、消費者による省エネルギーへの取り組みを促すこと。

## 改正案の主な内容と課題

ここでは読者に関係が深いと考えられる次の三点について解説を加える。

## 1. 工場に関わる措置

従来に比較してコージェネレーションの普及等により、熱と電気を区分して規制することが必ずしも合理的でなくなってきたことが、これらをまとめて一本化し、年間の使用量が政令で定める規模以上のものを、エネルギー指定管理工場として一体的に管理することとされた理由である。

具体的には、燃料および電気の年間使用量をそれぞれ原油換算し、その合計が三〇〇キロリットル以上のものが第一種、一五〇〇キロリットル以上のものが第二種、それぞれエネルギー管理指定工場として指定されることになるようである。この合算によって規制対象の指定工場の数が増加し、産業部門全体のエネルギー消費量の約七割から約八割に向上する。

この改正により、従来は第一種指定管理工場で選任を義務づけられていた熱のエネルギー管理者および電気のエネルギー管理者は、エネルギー管理者に一本化されることになる。現行のエネルギー管理士免状の取得者は累計で八万人いるが、そのうち熱管理士取得者が約五万人、電気管理士取得者が約三万人で、熱・電気両方の免状取得者は約三千人だそうである。スムーズに一体化するための措置が講じられているが、エネルギー管理士の養成を急ぐあまり、試験や講習の質を落とすなど安易に流れないような対策が必要であろう。

## 2. 建築物に関わる措置

現行法においては、建て主のみエネルギー使用の合理化に資するための努力義務が課せられているが、今回の改正により、従来の新築および増改築に加えて、既存建築物の大規模な修繕・模様替えも規制対象とされたことから、所有者に対しても努力義務が課せられることになる。

また現行法では、努力義務のみが課せられていた住宅についても、特定建築物に該当する住宅(二〇〇〇平方メートル以上)に関しては、非住宅建築物同様に所管省庁への省エネ措置の届け出が義務づけられることになる。

今回の改正で住宅が一部規制に組み込まれたが、二〇〇〇平方メートル以上ということは集合住宅のみであり、まだ戸建て住宅等小規模住宅には網がかかっていない。今後は、欧米諸国のように、これら戸建て住宅等への規制拡大が検討課題とされるようになることを期待したい。

## 3. 消費者への省エネルギーへの取り組みを促す規定の整備

エネルギー供給事業者やエネルギーを消費する機械器具の小売り事業者に対し、消費者への省エネルギー情報の提供に関する努力義務を課す規定が新設される。電気・ガス事業者や家電製品の小売り事業者等消費者にとって身近な事業者による消費者への情報提供が、家庭部門における省エネルギーの推進に有効と考えられることから設けられたものである。

平成一五年度より、大手量販店を対象とした「省エネ型製品普及推進優良店」の評価制度が導入されている。また平成一七年度からは、中小規模店についてもこの制度が拡充されたところである。この様な制度を有効に活用しつつ、消費者への省エネルギー情報の伝達を一層有効活用すべきであろう。

一方、エネルギー供給事業者の場合は、電力はともかく、都市ガス事業者にあつては、大手事業者から小規模事業者まで数多くの事業者が混在しており、LPGではさらに都市ガス事業者より二桁多い供給事業者が存在する。この事実から、情報提供といつても、大都市地域と町村部等では大きな情報格差が生じかねないケースもあり得ると考えられる。灯油についても同様な懸念が考えられることから、制度の柔軟な対応が望まれる。

省エネに関する規制は、今後強まることはあつても弱まることはないであろう。決まった以上は、法の施行状況の追跡と評価を怠らないよう期待したいものである。

### 中上 英俊 (ながみ・ひでとし)

住環境計画研究所所長、一級建築士、九州大学大学院非常勤講師、東京工業大学大学院非常勤講師、横浜国立大学非常勤講師など。1945年岡山県生まれ。70年横浜国立大学大学院工学研究科修士課程修了、73年東京大学大学院工学系研究科建築学専門課程博士課程修了、同年住環境計画研究所を創設し現在に至る。主な著書は、『エネルギー新時代』（共著、省エネルギーセンター）、『地球温暖化問題ハンドブック』（共著、アイピーシー）、『地球時代の環境政策』（共著、ぎょうせい）など。

CEL